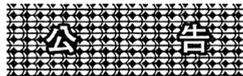


- 1 路線名 荻窪丸子線
- 2 供用を開始する区間  
上田市東内字下川原395番の1地先から  
上田市東内字湯川原415番の7地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年11月28日

道路管理課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
あずみ野インターパークA街区  
安曇野市豊科南徳高1251番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社南花見田開発  
代表取締役 植野 世己  
安曇野市豊科南徳高233番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年7月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
9,235平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 200台  
(2) 駐輪場の収容台数 20台  
(3) 荷さばき施設の面積 54平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 37立方メートル  
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所  
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

令和3年11月10日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 10 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あずみ野インターパークB街区

安曇野市豊科南徳高1237番 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社南花見田開発

代表取締役 植野 世己

安曇野市豊科南徳高233番地

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ

代表取締役 武田 政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

ナガノコミュニケーションズ販売株式会社

代表取締役 高山 透

長野市稲里町1163番地

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年7月11日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,510平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 駐車場の収容台数     | 130台     |
| (2) 駐輪場の収容台数     | 15台      |
| (3) 荷さばき施設の面積    | 92平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 35立方メートル |

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時	午後9時
ナガノコミュニケーションズ 販売株式会社	午前9時	午後9時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 4か所 出口 4か所 合計 8か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後10時まで
2	午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

令和3年11月10日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 10 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あずみ野インターパークC街区  
安曇野市豊科田沢6172番 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社南花見田開発  
代表取締役 植野 世己

安曇野市豊科南穂高233番地

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社原信

代表取締役 原 和彦

新潟県長岡市中興野18番地2

株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年7月11日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,658平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 250台  
(2) 駐輪場の収容台数 43台  
(3) 荷さばき施設の面積 212平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 70立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社原信	午前7時	午後12時
株式会社北越ケーズ	午前9時	午後9時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前4時から午前6時まで
3	午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

令和3年11月10日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

## 10 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ西和田店

長野市西和田1丁目304番1外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社  
代表取締役 船橋 啓二  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社北越ケーズ  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年7月11日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,632平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 105台  
(2) 駐輪場の収容台数 40台  
(3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 36立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前9時から午後9時まで

- 8 届出年月日

令和3年11月10日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

- 10 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂ウエストプラザ

長野市大字鶴賀字腰巻2196番地1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201番地

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

氏名又は名称	住所
権堂駅前ビル	長野市大字鶴賀字腰巻2196番地1ほか

(変更後)

氏名又は名称	住所
権堂ウエストプラザ	長野市大字鶴賀字腰巻2196番地1ほか

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社イトーヨーカ堂	亀井 淳	東京都千代田区二番町8-8
株式会社ヴォーグ	星野 敦子	長野市権堂町2219
マツオインターナショナル株式会社	松尾 憲久	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-10
株式会社メリーアン	水野 雄一	東京都千代田区二番町8-8
株式会社東京デリカ	木山 茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
株式会社ミヤガワ	宮川 昌之	長野市大字高田南高田1735-5
株式会社三城	加納 誠治	東京都中央区銀座2-7-17
株式会社ミヤザキ	宮崎 清之	長野市緑町2212-27
株式会社文教堂	嶋崎 欣也	神奈川県川崎市高津区久本3-3-17
ニッケン文具株式会社	徳弘 滋	大阪府東大阪市長田中3-6-18 紙文具流通センター
株式会社キャンドゥ	城戸 博司	東京都板橋区板橋3-9-7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社綿半ホームエイド	牧島 禎彦	長野市南長池205

## 4 変更した年月日

令和3年11月10日ほか

## 5 届出年月日

令和3年11月10日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪

長野市三輪9丁目43番24号ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
MULプロパティ株式会社	船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

## 4 変更した年月日

令和3年10月1日

## 5 届出年月日

令和3年11月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 飯田駅前プラザ

飯田市東和町二丁目35番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

飯田駅前プラザ株式会社

飯田市東和町二丁目35番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

氏名又は名称	住所
ピアゴ飯田駅前店	飯田市東和町二丁目35番地外

(変更後)

氏名又は名称	住所
(仮称) 飯田駅前プラザ	飯田市東和町二丁目35番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
吉川建設株式会社	吉川 賢	飯田市松尾町二丁目25番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
飯田駅前プラザ株式会社	吉川 光國	飯田市東和町二丁目35番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	前村 哲路	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社モリエ	藤田 敏	愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルハ	八幡 政浩	北海道札幌市東北区24条東20丁目1番21号

4 変更した年月日

令和3年8月19日ほか

5 届出年月日

令和3年11月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
権堂ウエストプラザ  
長野市大字鶴賀字腰巻2196番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
長野電鉄株式会社  
長野市権堂町2201番地
- 3 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,220平方メートル

(変更後) 6,210平方メートル

## (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数
1	第1駐車場	237台
2	第2駐車場	100台
3	第3駐車場	18台
4	第4駐車場	66台
5	第5駐車場	61台
合計		482台

(変更後)

	位置	収容台数
1	建物屋上駐車場	96台
2	長電権堂パーキング	85台
合計		181台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数
1	第1駐輪場	12台
2	第2駐輪場	23台
3	第3駐輪場	108台
4	第4駐輪場	30台
合計		173台

(変更後)

	位置	収容台数
1	駐輪場	100台
合計		100台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	423.5平方メートル	125平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量
1	廃棄物保管施設 1	60.9m <sup>3</sup>
2	廃棄物保管施設 2	8.7m <sup>3</sup>
3	廃棄物保管施設 3	9.9m <sup>3</sup>
合計		79.5m <sup>3</sup>

(変更後)

	位置	収容台数
1	廃棄物保管施設	28.125m <sup>3</sup>
合計		28.125m <sup>3</sup>

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社イトーヨーカ堂	午前9時	午後10時
2	株式会社ヴォーグ		
3	マツオインターナショナル株式会社		
4	株式会社メリーアン		
5	株式会社東京デリカ		
6	株式会社ミヤガワ		
7	株式会社三城		
8	株式会社ミヤザキ		
9	株式会社文教堂		
10	ニッケン文具株式会社		
11	株式会社キャンドウ		

(変更後)

	小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社綿半ホームエイド	24時間	
2	未定		

## (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	位置	利用可能時間帯
1	第1駐車場	午前8時30分から 午後10時30分まで
2	第2駐車場	
3	第3駐車場	

4	第4駐車場	
5	第5駐車場	

(変更後)

	位置	利用可能時間帯
1	建物屋上駐車場	24時間
2	長電権堂パーキング	

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7	3
出口	7	3
合計	14	6

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前6時30分から午後5時まで

(変更後)

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和4年7月11日

5 届出年月日

令和3年11月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 飯田駅前プラザ

飯田市東和町二丁目35番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

飯田駅前プラザ株式会社

飯田市東和町二丁目35番地

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数
1	地下駐車場 No ①	50台
2	平面駐車場 No ②	17台
3	平面駐車場 No ③	38台
合計		105台

(変更後)

	位置	収容台数
1	駐車場	50台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数
1	駐輪場④	30台
2	駐輪場⑤	37台
3	駐輪場⑥	24台
合計		91台

(変更後)

	位置	収容台数
1	駐輪場	12台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	138㎡	68㎡

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量
1	廃棄物保管施設 1	13m <sup>3</sup>
2	廃棄物保管施設 2	15m <sup>3</sup>
合計		28m <sup>3</sup>

(変更後)

	位置	収容台数
1	廃棄物保管施設	8 m <sup>3</sup>

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
1	ユニー株式会社	午前9時	午後8時30分
2	株式会社モリエ		

(変更後)

	小売事業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社ツルハ	午前9時	午後11時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	位置	利用可能時間帯
1	駐車場①	午前8時30分から 午後9時まで
2	駐車場②	
3	駐車場③	

(変更後)

	位置	利用可能時間帯
1	駐車場	午前8時30分から 午後11時30分まで

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	1
出口	3	1
合計	6	2

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前6時から午後8時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前5時から午後9時まで

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和4年7月16日

5 届出年月日

令和3年11月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月25日から令和4年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。  
令和3年11月25日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和3年11月18日	患畜	1	南佐久郡南牧村

園芸畜産課家畜防疫対策室

## 公告

根羽村による黒地地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

令和3年11月25日

長野県南信州地域振興局長 丹羽 克寿

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和3年11月26日から令和3年12月23日まで
- 縦覧の場所  
根羽村役場

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和3年11月25日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

- 許可番号  
令和3年10月1日 長野県長野建設事務所指令3長建第93-11号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝530-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝741  
越 武 子

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。  
令和3年11月25日

長野県環境保全研究所長 吉原 英樹

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

## 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県環境保全研究所
- (2) 所在地 長野市安茂里米村1978

## 3 落札者を決定した日

令和3年10月28日

## 4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 NTT・TCリース株式会社 長野支店
- (2) 所在地 長野市中御所1丁目16番18号

## 5 落札金額

1月当たりの賃借額 260,304円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

令和3年9月16日

食品・生活衛生課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月25日

長野県立木曽病院長 濱野 英明

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務  
長野県立木曽病院・長野県木曽介護老人保健施設清掃及び洗濯業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日(金)から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所  
木曽郡木曽町福島6613-4  
長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 委託業務を単体で遂行できる者であること。また、再委託及び共同企業体等による応札は認めない。ただし、特殊な清掃において、長野県立木曽病院が認めた場合は委託業務の一部について再委託を認める。この場合は、再委託項目及び再委託先を明確にすること。

- (8) 過去3年以内に、200床以上で延床面積15,000㎡以上の病院において同種の業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に掲げる基準に適合している者であり、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯業務」及び「院内清掃業務」の認定を受けている者であること。
  - (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。
  - (11) 病院清掃受託責任者講習を修了している者及びクリーニング師の資格を有している者が清掃及び洗濯業務を管理監督する体制が整備されている者であること。
  - (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
  - (13) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書、仕様書の交付場所及び契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先  
木曾郡木曾町福島6613-4（郵便番号 397-8555）  
長野県立木曾病院 事務部経営企画課  
電話 0264 (22) 2703 内線2216
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和4年1月28日（金）午前11時  
イ 場所 長野県立木曾病院 2階講堂
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年1月18日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。
  - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 6 Summary
- (1) Services to be procured:  
Cleaning and laundry services
  - (2) Service period:  
From Friday, April 1, 2022 to Monday, March 31, 2025
  - (3) Service location:  
Nagano Prefectural Kiso Hospital and Nagano Prefectural Long-Term Health Facility  
6613-4 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8555 Japan
  - (4) Contact information:  
Nagano Prefectural Kiso Hospital, Management Department  
Corporate Planning Division

6613-4 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8555 Japan  
TEL +81-264-22-2703 Ext. 2216 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Friday, January 28, 2022, 11:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Kiso Hospital, 2nd Floor, Auditorium

医療政策課